

# 気象等の特別警報・警報発表時の対応について

関ヶ原町教育委員会

気象庁が関ヶ原町に気象等の特別警報・警報を発表した場合、児童生徒の安全を確保するために、学校では教育委員会の指導を受けるとともに、小・中学校と歩調を合わせながら、原則として下記のように対応します。

## ○ 特別警報・警報発表時の対応

警報の種類は7種類 … 大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮

### (1) 登校前に警報が発表された場合 …… 警報解除まで自宅待機

解除時刻	登校・その他
①始業時刻の2時間前（午前6時）までに解除された場合	平常通り登校
②始業時刻（午前8時）までに解除された場合	解除後2時間以内に授業開始 ※給食あり
③始業時刻（午前8時）から午前11時までに解除された場合	午後1時から授業開始 ※昼食をとって登校
④午前11時を過ぎてから解除された場合	臨時休業

※ただし、連絡アプリ（すぐる）による指示が出た場合は、その指示に従う。

### (2) 登校してから特別警報・警報が発表された場合、もしくは発表される可能性が大きい場合

状 況	下校・その他
①特別警報・警報発表時の気象状況、道路状況・交通状況等を判断して、安全に帰宅させ得ると認められた場合	授業を中止して速やかに下校
②児童生徒だけで安全に帰宅できないと判断した場合	校内の安全な場所で待機し、保護者の迎えにより引き渡し

- ・警報が発表されていない場合でも、局地的な大雨や強風、道路（通学路）の冠水、橋の流出、家屋や樹木の倒壊などで、登校が危険と思われる場合は、登校を見合わせて、自宅待機し、学校へ連絡してください。
- ・警報発表の可能性が高くなった場合や、今後危険が予想される場合は、児童生徒の安全を確保するために、家庭での待機や授業打ち切り等の対応をとることがあります。その場合において、連絡アプリ（すぐる）によって、保護者の方の協力を得ることがありますのでよろしくをお願いします。
- ・特に、授業を中止して帰宅させる場合、お子さんを帰宅させるか、学校で待機させるかを判断し、連絡アプリ（すぐる）や電話等でお願ひすることがありますのでご協力をお願いします。